

令和 8 年度東松山市地域包括支援センター運営方針（案）

東松山市

令和 8 年 4 月

目 次

I 方針の策定	・・・ 1
II 地域包括支援センターの目的	・・・ 1
III 運営上の基本的な考え方	・・・ 1
1 地域包括ケアシステムの推進	・・・ 1
2 地域におけるネットワークの活用	・・・ 1
3 チームアプローチによる推進	・・・ 1
4 市関係部局との連携	・・・ 2
5 公正・中立性の確保	・・・ 2
6 地域包括支援センター運営評価等	・・・ 2
7 地域包括支援センター間の役割分担	・・・ 2
(1) 基幹型センター	・・・ 2
(2) 圏域センター	・・・ 2
IV 運営方針	・・・ 3
1 事業計画の策定	・・・ 3
2 設置場所	・・・ 3
3 職員体制	・・・ 3
4 地域包括支援センターの職務	・・・ 3
5 職員の姿勢	・・・ 4
6 職員の資質の向上	・・・ 4
7 書類の整備	・・・ 4
8 苦情対応	・・・ 4
9 緊急時の体制	・・・ 4
10 個人情報保護	・・・ 4
11 法令の遵守	・・・ 4
V 業務の実施方針	・・・ 4
1 介護予防ケアマネジメント業務	・・・ 4
(1) 介護予防対象者の把握及び支援	・・・ 4
(2) 介護予防ケアマネジメント	・・・ 5
(3) 一般介護予防	・・・ 5

2	総合相談支援業務	・・・5
(1)	地域におけるネットワークの構築	・・・5
(2)	実態把握	・・・5
(3)	総合相談	・・・5
(4)	困難事例への対応	・・・6
3	権利擁護業務	・・・6
(1)	権利擁護に関する啓発	・・・6
(2)	高齢者虐待への対応	・・・6
(3)	成年後見制度	・・・6
(4)	消費者被害防止	・・・6
4	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	・・・7
(1)	包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築	・・・7
(2)	介護支援専門員に対する支援	・・・7
5	認知症総合支援事業の推進	・・・7
(1)	関係機関との連携	・・・7
(2)	地域の体制づくり	・・・7
(3)	認知症高齢者やその家族への支援	・・・8
6	多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築	・・・8
(1)	地域ケア会議の開催	・・・8
(2)	在宅医療・介護連携の推進	・・・8
7	生活支援サービスの体制整備	・・・8

令和8年度東松山市地域包括支援センター運営方針（案）

I 方針の策定

この「東松山市地域包括支援センター運営方針」は、介護保険法第115条の47第1項の規定に基づき、地域包括支援センターの運営上の考え方や業務推進の方針等を明確にするとともに、センター業務の円滑かつ効果的な実施に資するために策定する。

II 地域包括支援センターの目的

高齢者及びその家族の多様なニーズや相談に総合的に対応し、心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うとともに、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、住民同士の支えあいなど、多様な社会資源を有効に結びつける地域包括ケアの中核機関としてセンターを運営し、高齢者及びその家族の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

III 運営上の基本的な考え方

1 地域包括ケアシステムの推進

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制である「地域包括ケアシステム」の推進が必要である。

市では、令和6年3月に策定した「第9期東松山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の基本理念に「いつまでも 自分らしく 安心して暮らせるまち 東松山の実現」を掲げており、計画的に着実に地域包括ケアシステムの推進に取り組むものとする。

2 地域におけるネットワークの活用

地域の住民や関係団体、サービス利用者や介護サービス事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟なセンターの運営を行う。

高齢者が介護サービスや保健・福祉・医療サービス等を適切に利用できるよう、地域包括支援センターを中心に、介護サービス事業者、医療機関、民生委員児童委員、日常生活支援に携わるボランティア、その他地域における関係者と連携し、高齢者支援のためのネットワークの構築を推進するものとする。

3 チームアプローチによる推進

地域包括支援センターの保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等はそれぞれの専門性を発揮するとともに、連携・協働しながら、相談者等の個々の事情や思いを十分に把握した上で検討・協議を行い、個別課題や地域課題の解決や活動の推進に努める。

（※チームアプローチとは専門職が協力してケースに取り組むことを言う。）

4 市関係部局との連携

地域の高齢者の総合相談に対して、適切に保健福祉の推進が図れるよう市関係部局と連携し、相談支援等を行うものとする。

5 公正・中立性の確保

地域包括支援センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う公的な機関として、公正かつ中立性を確保した事業運営を行うものとする。

6 地域包括支援センター運営評価等

市は、平成30年7月4日付け国通知「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について」(老振発0704第1号)に基づき評価及び点検を行い、常にセンターの機能強化が図れるよう支援を行うものとする。

7 地域包括支援センター間の役割分担

市は、市内に1箇所の基幹型地域包括支援センター（以下「基幹型センター」とする。）と5つの圏域に圏域地域包括支援センター（以下「圏域センター」とする。）をそれぞれ設置するものとする。

(1) 基幹型センター

基幹型センターを東松山市高齢介護課内に置き、圏域センター間の施策立案や総合調整、総合支援及び統括、指導監督を行う。また、事業の実施主体として、その運営について適切に関与するものとし、高齢者の保健福祉の促進を担うため、以下の業務を行う。

ア 総合相談支援業務

イ 高齢者虐待防止などの権利擁護業務

ウ 介護支援専門員が抱える支援困難事例等への助言、支援などの包括的・継続的ケアマネジメント業務

エ 認知症総合支援事業の推進

オ 地域ケア会議の実施及び圏域センターが把握する地域課題の集約

カ 医療と介護の連携を含めた関係機関とのネットワーク構築

キ 生活支援サービスの体制整備

(2) 圏域センター

①総合福祉エリア地域包括支援センター（東松山市社会福祉協議会）

②東松山ホーム地域包括支援センター（社会福祉法人 松仁会）

③年輪福祉ホーム地域包括支援センター（社会福祉法人 敬寿会）

④わかばの丘地域包括支援センター（医療法人 若葉会）

⑤アースサポート東松山地域包括支援センター（株式会社アースサポート）

地域の実情に応じ、地域に根差した活動を実践するものとし、本運営方針や地域包括支援センター運営事業業務仕様書に基づき、基幹型センターと連携し、以下の業務を行う。

ア 総合相談支援業務

イ 高齢者虐待防止などの権利擁護業務

ウ 介護支援専門員が抱える支援困難事例等への助言、支援などの包括的・継続的ケアマネジメント業務

エ 認知症総合支援事業の推進

オ 地域ケア会議の実施

カ 医療と介護の連携を含めた関係機関とのネットワーク構築

キ 生活支援サービスの体制整備

ク 介護予防・生活支援サービス事業および指定介護予防支援事業

IV 運営方針

1 事業計画の策定

地域包括支援センターは、地域の実情に応じて必要となる重点課題・重点目標を設定し、各地域での特色ある創意工夫した事業運営に努める。

2 設置場所

市は、圏域内で利便性が良い場所に圏域センターを設置する。

3 職員体制

職員体制は、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種及び高齢者人口に合わせて加配職員を置く。

(1) 配置基準

「東松山市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、職員を配置する。

4 地域包括支援センターの職務

(1) 地域包括ケアシステムの推進のため、その中核機関としての役割を常に意識し、担当圏域のニーズ・課題の把握に努める。

(2) 各年度の目標を設定し、目標達成に向けての事業運営に努めるとともに、年度毎に目標に対する事業の評価を行う。

(3) 自己評価により課題を見出し、次年度に向けて課題解決方法を検討する。

5 職員の姿勢

地域包括支援センターの業務は、地域に暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続することができるよう支援することを念頭に置き、常に当該高齢者の最善の利益を図るために業務を遂行する。

6 職員の資質の向上

専門性の維持向上を目的に、各種研修会及び異職種との交流等あらゆる機会をとらえ、事業全般について自己研鑽に努める。

7 書類の整備

- (1) 事業計画・実績報告書等は期日内に基幹型センターへ提出を行う。
- (2) 職員の変更があった場合は、速やかに市へ変更を届出る。
- (3) 相談記録や関係文書等の情報を適切に管理し、保管する。

8 苦情対応

苦情を受けた場合は、その内容及び対応等を記録し、相談・報告など適切に対応する。

9 緊急時の体制

地域包括支援センターの開設時間外においても、緊急時に連絡をとれるよう連絡体制や連絡網等を整備する。

10 個人情報の保護

「東松山市情報公開条例並びに個人情報の保護に関する法律及び東松山市個人情報の保護に関する法律施行条例」を遵守し、個人情報が業務に関係のない目的での使用や、不特定多数の者に漏れることのないように、相談記録や関係文書等を適切に管理するとともに、守秘義務を厳守し、個人情報の保護を徹底する。

11 法令の遵守

地域包括支援センターの運営等にあたっては、地方自治法及び福祉、介護、労働等関係法令を遵守する。

V 業務の実施方針

1 介護予防ケアマネジメント業務

- (1) 介護予防対象者の把握及び支援

将来、介護が必要になる可能性の高い高齢者を把握し、適切な介護予防支援を行うことにより、介護予防を効果的に実施する。

(2) 介護予防ケアマネジメント

ア 地域の高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、本人ができることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、適切なアセスメントのもと、本人の主体的な活動と生活の質の向上を目指すための支援に努める。

イ 介護予防・生活支援サービス対象者に対しては、事業参加状況、目標達成度、適切性、新たな介護予防ニーズの有無について、適切にモニタリングを行い、事業終了後も必要な支援を検討し、フォローアップを行う。

(3) 一般介護予防

高齢者が要介護状態等となることの予防や要介護状態等の軽減、悪化の防止のため、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。

2 総合相談支援業務

(1) 地域におけるネットワークの構築

ア センターの業務を適切に実施していくために、また業務への理解と協力を得るために、パンフレットや広報紙を作成し、様々な場所や関係機関への配布等を行うなどにより、地域住民及び関係者へ積極的に啓発を行う。

イ 地域におけるネットワークを活用したニーズ発見機能、相談連結機能、支援機能、予防機能が円滑に機能するよう、センターとしてのネットワークの構築及び整備を行う。

ウ 構築したネットワーク及び既存のネットワークについて、3職種で共有し、ネットワークが相互に連携できるよう意識した活動に取り組む。

エ 地域の課題や住民への支援については、地域の関係機関と連携を図り、ネットワークを有効に活用した解決方法に取り組む。

オ サービス事業所や専門相談機関等のマップの作成等により、活用可能な社会資源の把握などを行う。

(2) 実態把握

ア 地域の高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるよう取り組む。

イ 地域住民や関係機関から、支援が必要な高齢者の情報収集を行う。

(3) 総合相談

ア 初期対応を適切に行い、課題を明確にした上で、適切な機関・制度・サービス等

につなげる。

イ 関係機関からの相談に対して速やかに対応し、報告するなど、信頼関係の構築に努める。

ウ 相談記録を速やかに作成し、緊急時には担当者が不在であっても対応できる体制を整える。

(4) 困難事例への対応

複雑な課題がある、また、支援拒否や既存のサービスでは適切なものがない等の困難事例を把握した場合は、実態把握のうえ、職員が連携して対応策を検討し、対策を講じるものとする。（地域ケア個別会議の活用等）

また、必要に応じて、基幹型センター及び市の関係部局とも連携を図り、適切に対応を行うものとする。

3 権利擁護業務

(1) 権利擁護に関する啓発

高齢者虐待の防止や成年後見制度の活用、消費者被害の防止等に関する権利擁護について、関係機関・地域団体・各種事業所や住民等が理解を深め、権利侵害を防止するための啓発活動に取り組む。

(2) 高齢者虐待への対応

ア 地域住民や関係機関等と連携を密にすることにより、早期発見及び虐待防止に取り組む。

イ 通報や相談等を受けた場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」及び「埼玉県 高齢者虐待対応ハンドブック[改訂版]」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市の関係部局とも連携を図り、適切な対応を行う。

ウ 虐待等から保護するため、老人福祉施設への措置が必要な場合は、市の関係部局との連携を図り支援する。

(3) 成年後見制度

ア 認知症などにより判断能力の低下が見られる場合には、適切な介護サービスの利用や金銭管理、法的行為などを支援するため、成年後見制度の活用を支援する。

イ 成年後見制度の利用が必要と判断し、申立て可能な親族がいる場合には、関係機関の紹介等を行う。

ウ 成年後見制度の利用が必要と判断したが、申立て可能な親族がいない場合等は市の関係部局と連携を図り、市長申立てへつなげる。

(4) 消費者被害防止

- ア 消費生活相談員や警察等の他機関と連携して消費者被害事例に対応できる体制を整備する。
- イ 地域団体・関係機関との連携のもと、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐよう支援するとともに、被害の回復のための関係機関に通報する。

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(1) 包括的・継続的ケアマネジメント支援体制の構築

- ア 地域における包括的・継続的なケアを提供するため、地域の医療・リハビリテーション等多職種・他機関との関係性を構築し、介護支援専門員と関係機関等との連携を支援する。また構築にあたり市と地域包括支援センターは連携しながら取り組むものとする。
- イ 地域の介護支援専門員が介護サービス以外の様々な社会資源（地域の力）を活用できるよう、情報の共有を図る。

(2) 介護支援専門員に対する支援

- ア 介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行う。
- イ 高齢者とその家族のために、主治医・介護支援専門員・関係機関等と共同して支援を行う。

5 認知症総合支援事業の推進

高齢者が認知症になっても尊厳を保ち、地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の住民等に対して、認知症についての正しい知識の普及啓発を行うとともに、認知症に早期から関わり、必要な医療や適切なサービスなどにつなぐことにより、重症化の予防に努める。また、認知症地域支援推進員の配置をすすめ、地域での支援・ケア向上について取り組みをすすめる。

(1) 関係機関との連携

- ア 認知症高齢者やその家族を支えるため、関係機関と連携を取りながら継続的な支援を行う。
- イ 認知症疾患センターやかかりつけ医等、早期診断・早期対応に向けた医療との連携・協力体制を整備し、認知症高齢者やその家族の支援を行う。

(2) 地域の体制づくり

- ア 地域住民や関係機関等が、認知症高齢者やその家族を地域で支え、見守ることができる体制を構築するために、認知症に対する正しい知識の普及啓発等を行う。
- イ 認知症の理解促進のために、地域のキャラバン・メイトと連携・協力し、「認知

症サポーター養成講座」を開催し、認知症サポーターを養成する。

(3) 認知症高齢者やその家族への支援

認知症高齢者やその家族が集える場所や必要な知識を情報提供することにより、介護負担を軽減し、在宅介護を継続できるよう支援を行う。

6 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

介護サービスに限らず、地域の保健、福祉、医療サービス及びボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会資源が有機的に連携する体制を構築する。

(1) 地域ケア会議の開催

いつまでも高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域における課題の検討ならびに施策の立案及び提言を行うため、圏域センターは地域ケア個別会議を開催し、市及び基幹型センターはそれを支援するとともに、地域ケア推進会議を開催する。

(2) 在宅医療・介護連携の推進

比企医師会が運営する「比企医師会在宅医療連携拠点」と連携を図り、在宅医療と介護に対する理解や普及・啓発を推進する。また、在宅医療・介護を支える関係者など多職種の連携強化、在宅療養に向けての相談対応等及び在宅医療・介護の基盤整備の推進に努める。

7 生活支援サービスの体制整備

高齢者の生きがいを持ちながら暮らしていくために、日常生活を支えていく生活支援サービスの体制整備の取組を支援する。